

秋田県公報

目 次

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する 条例(八一・分権改革推進室)……………	3
職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職 員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(八二・人 事課)……………	8
県議会の請求による出頭者及び公聴会参加者の実費弁償に 関する条例の一部を改正する条例(八三・人事課)……………	9
秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収 に関する条例(八四・障害福祉課)……………	10
秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(八五・ 道路課)……………	10
秋田県自然体験活動センター条例(八六・生涯学習課)……………	13

この号で公布された
条例のあらまし

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例 (秋田県条例第八一号)

1 権限移譲対象事務に、次のパッケージごとに、それぞれ次の
事務を加えることとした。

(一) 福祉パッケージ(第四条、別表第二及び別表第四の二関
係)

(1) 児童委員の指揮監督

(2) 民生委員の指揮監督

(二) 子育てパッケージ(第六条及び別表第二七の二関係)

市町村の設置する保育所の設置の届出の受理等

(三) 農林水産業パッケージ(第八条、別表第四六及び別表第四
六の三関係)

(1) 農業協同組合等の農業用排水施設等の管理規程の認可
等

(2) 農業協同組合等の換地計画の認可等

(四) まちづくりパッケージ(第一〇条及び別表第六二の二関
係)

沿道・沿線地域等における行為の届出の受理等

(五) 安全安心パッケージ(第一条、別表第七二の四、別表第
七二の六、別表第七八の二及び別表第七八の三関係)

(1) 電気用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収等

(2) 家庭用品の販売業者に対する表示等の指示等

(3) 特定製品の販売の事業を行う者からの報告の徴収等

(4) 指定粉じん発生施設の設置の届出の受理等

(5) 騒音及び悪臭を防止するために必要な措置の勧告等

2 権限移譲対象事務のうち、公害防止統括者等の選任等の届出
の受理等の事務の対象を拡大することとした。(別表第七六関
係)

3 経由事務に、診療所の病床の設置の届出の受理の事務を加え
ることとした。(別表第八五関係)

4 障害者自立支援法(平成一七年法律第一二三号)による児童
福祉法(昭和二年法律第一六四号)の一部改正及び良質な医
療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正す
る法律(平成一八年法律第八四号)による医療法(昭和二三年
法律第二〇五号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う
こととした。

5 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
(二) この条例は、一部を除き、平成一九年四月一日から施行す
ることとした。
(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとし
た。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の 給与等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八二 号)

1 休息時間を廃止することとし、次の条例について所要の規定
の整備を行うこととした。

(一) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条
例第三号)

(二) 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二八年秋田
県条例第五九号)

2 その他

(一) この条例は、平成一九年一月一日から施行することとし
た。ただし、1(二)は、同年四月一日から施行することとし
た。

(二) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に
関する条例(昭和四六年秋田県条例第六六号)について所要
の規定の整理を行うこととした。

◇県議会の請求による出頭者及び公聴会参加者の実費弁償に関す る条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八三号)

地方自治法の一部を改正する法律(平成一八年法律第五三号)
の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関 する条例(秋田県条例第八四号)

1 知事は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二
五年法律第一二三号)第三八条の二第三項の規定により、改善
命令等を受けた精神科病院の管理者に対し、規則で定めるとこ
ろにより、定期に、当該精神科病院に入院中の長期任意入院者
の症状等について報告を求めることとした。

2 この条例は、平成一九年一月一日から施行することとした。

◇秋田県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例 第八五号)

1 督促手数料の額を督促状一通につき五〇円(現行四〇円)に
引き上げることとした。(第五条関係)

2 自転車等を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具等により道路を占用する者から占用料を徴収することとし、その額を定めることとした。(別表関係)

3 その他
(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
(二) この条例は、平成一九年一月四日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県自然体験活動センター条例(秋田県条例第八六号)

1 秋田県自然体験活動センター(以下「センター」という。)の設置の目的及び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 センターの研修室等を使用しようとする者は、秋田県教育委員会からの許可を受けなければならないこととする。当該許可の取消し等ができる場合について定めることとした。(第二条及び第三条関係)

3 センターの使用料の徴収、減免及び不還付について定めるととした。(第四条、第六条及び別表関係)

4 センターの管理は、指定管理者に行わせることができることとする。指定管理者が行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第七条、第九条関係)

5 センターの指定管理者は、センターの研修室等を使用する者から利用料金を自己の収入として收受することとする。利用料金の承認に関する手続等について定めることとした。(第一〇条、第一三条及び別表関係)

6 その他
(一) この条例は、平成一九年七月一日から施行することとした。
(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

条 例

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十一号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中十五の項を十七の項とし、四の項から十四の項までを二項ずつ繰り下げ、三の項を四の項とし、同項の次に次の一項を加える。

五	民生委員の指揮監督	別表第四の二
---	-----------	--------

第四条の表二の項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次の一項を加える。

二	児童委員の指揮監督	別表第二
---	-----------	------

第六条の表中十一の項を十二の項とし、七の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表六の項中「保育所」を「私立の保育所」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次の一項を加える。

六	市町村の設置する保育所の設置の届出の受理	別表第二十七の二
---	----------------------	----------

第八条の表中十一の項を十二の項とし、三の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次の一項を加える。

三	農業協同組合等の換地計画の認可	別表第四十六の三
---	-----------------	----------

第十条の表中十六の項を十七の項とし、五の項から十五の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次の一項を加える。

五	沿道・沿線地域等における行為の届出の受理	別表第六十二の二
---	----------------------	----------

第十一条の表中十二の項を十七の項とし、七の項から十一の項までを五項ずつ繰り下げ、六の項を九の項とし、同項の次に次の二項を加える。

十	指定粉じん発生施設の設置の届出の受理	別表第七十八の二
十一	騒音及び悪臭を防止するために必要な措置の勧告	別表第七十八の三

第十一条の表五の項を同表八の項とし、同表四の項中「一般粉じん発生施設を設置する」を削り、同項を同表七の項とし、同表一の項から三の項までを三項ずつ繰り下げ、同表に一の項から三の項までとして次の三項を加える。

一	電気用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収	別表七十二の四
二	家庭用品の販売業者に対する表示等の指示	別表七十二の五
三	特定製品の販売の事業を行う者からの報告の徴収	別表七十二の六

別表第三を削る。

別表第二第一号中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削り、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第四条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対象市町村
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十七条第四項の規定による児童委員の指揮監督	市町村(中核市を除く。)

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第四の二(第四条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対象市町村
民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第十七条第一項の規定による民生委員の指揮監督	市町村(中核市を除く。)

別表第二十三第四号中「第五十六条第九項」を「第五十六条第八項」に改める。

別表第二十七の次に次の一表を加える。
別表第二十七の二(第六条関係)

<p>一 児童福祉法第三十五条第三項の規定による保育所の設置の届出の受理</p> <p>二 児童福祉法第三十五条第六項の規定による保育所の廃止等の届出の受理</p> <p>三 児童福祉法第四十六条第一項の規定による市町村の設置する保育所等からの報告の徴収等</p> <p>四 児童福祉法第四十六条第三項の規定による市町村の設置する保育所に対する改善命令等</p> <p>五 児童福祉法第四十六条第四項の規定による市町村の設置する保育所に対する事業の停止命令</p> <p>六 児童福祉法施行規則第三十七条第四項の規定による保育所の建物の規模等の変更の届出の受理</p> <p>七 児童福祉法施行規則第三十七条第五項の規定による市町村の設置する保育所の名称等の変更の届出の受理</p>	<p>対象市町村 (中核市を除く。)</p>
---	----------------------------

別表第二十八第三号から第五号までの規定中「による」の下に「私立の」を加え、同表第七号中「(昭和二十三年厚生省令第十一号)」及び「及び第六項」を削り、「による」の下に「私立の」を加え、同表に次の一号を加える。

八 児童福祉法施行規則第三十七条第六項の規定による保育所の建物の規模等の変更の届出の受理
別表第四十六を次のように改める。

別表第四十六(第八条関係)

<p>一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項及び第三項(これらの規定を同法第九十六条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区の農業用排水施設等の管理規程の認可</p> <p>二 土地改良法第五十七条の二第四項(同法第九十六条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区の農業用排水施設等の管理規程の認可の公告</p> <p>三 土地改良法第九十六条の四において準用する同法第五十七条の二第一項及び第三項の規定による市町村の農業用排水施設等の管理規程の協議</p>	<p>対象市町村</p>
--	--------------

別表第四十六の二の次に次の一表を加える。

別表第四十六の三(第八条関係)

<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p>	<p>対象市町村</p>
------------------------	--------------

別表第六十二の次に次の一表を加える。

<p>一 土地改良法(以下この表において「法」という。)第九十六条及び第九十六条の四において準用する法第五十二条第一項並びに第五十二条の二第一項及び第三項並びに同条第四項において準用する法第八条第六項の規定による農業協同組合等の換地計画の認可等</p> <p>二 法第九十六条及び第九十六条の四において準用する法第五十二条の三第二項において準用する法第九条第二項及び第四項の規定による農業協同組合等の換地計画の異議の申出についての決定等</p> <p>三 法第九十六条及び第九十六条の四において準用する法第五十三条の四第一項並びに同条第二項において準用する法第五十二条の二第一項及び第三項並びに同条第四項において準用する法第八条第六項並びに第五十二条の三第二項において準用する法第九条第二項及び第四項の規定による農業協同組合等の換地計画の変更の認可等</p> <p>四 法第九十六条及び第九十六条の四において準用する法第五十四条第四項及び第五項の規定による換地処分公告等</p>	市町村
---	-----

別表第六十二の二(第十条関係)

<p>一 秋田県の景観を守る条例(平成五年秋田県条例第十一号。以下この表において「条例」という。)第八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による行為の届出の受理</p> <p>二 条例第八条第三項の規定による届出事項の変更の届出の受理</p> <p>三 条例第十二条第一項の規定による届出をした者に対する指導等</p> <p>四 条例第十二条第二項の規定による秋田県景観保全審議会の意見の聴取</p> <p>五 条例第十三条第一項の規定による既存施設等の所有者等に対する要請</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	市町村 対象市町村
---	--------------

別表第七十二の三の次に次の三表を加える。

別表第七十二の四(第十一条関係)

<p>一 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号。以下この表において「法」という。)第四十五条第一項の規定による電気用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収</p> <p>二 法第四十六条第一項の規定による電気用品の販売の事業を行う者の事務所等の立入検査等</p> <p>三 法第四十六条の二第一項の規定による電気用品の提出命令</p> <p>四 法第四十六条の二第二項の規定による損失の補償</p>	市町村 対象市町村
--	--------------